

**第Ⅱ部 畜種別衛生管理規範**  
**(Generic Model)**

**鷄（採卵鷄） 編**

## 目 次

<b>1. 施設の設計及び設備の要件</b>	<b>3</b>
(1) 施設の立地及び構造	
(2) 施設内部のデザイン、配置及び構造	
(3) 鶏に接する装置、配置、構造	
(4) 給餌、給水、排水とその装置	
(5) 温度管理、空調及び換気	
(6) 照明	
(7) 貯蔵庫	
(8) 装置（用具など）	
(9) 人の便所などの衛生設備	
<b>2. 施設・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理</b>	<b>5</b>
(1) 施設・設備の保守及び衛生管理	
(2) 機械・器具の保守及び衛生管理	
(3) 洗浄・消毒プログラム	
(4) そ族・昆虫・野鳥・獣害の駆除・防除	
(5) 廃棄物（敷料・糞、死体）の取り扱い	
(6) 効果的なモニタリング	
<b>3. 原材料（雛、飼料、使用水等）</b>	<b>10</b>
(1) 供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明	
(2) 雛、飼料等の受入れ要件と管理	
(3) 供給側の保管及び輸送の要件と管理	
(4) 使用水の受入れ要件と管理	
<b>4. 鶏の取り扱い</b>	<b>13</b>
(1) 危害の管理（衛生と健康管理）	
(2) 生産時の保守管理及び人の衛生	
(3) 文書化及び記録	
(4) 回収・処置手順	
<b>5. 出荷鶏・卵の運搬</b>	<b>16</b>
(1) 車両及びコンテナの必要条件	
(2) 車両及びコンテナの保守管理	
(3) 出荷鶏・卵の衛生管理	
<b>6. 出荷鶏・卵に関する情報及び出荷先の意識</b>	<b>17</b>
(1) 出荷先からの情報収集	
(2) 出荷先への情報提供と出荷先の意識	

<b>7. 従事者の衛生と安全</b>	<b>18</b>
(1) 鶏舎内で従事する者	
(2) 鶏（雛）の搬入に従事する者	
(3) 鶏・卵の搬出に従事する者	
(4) 外来者の衛生	
<b>8. 従事者の教育・訓練</b>	<b>20</b>
(1) 衛生意識及び責任感	
(2) 教育・訓練プログラム	
(3) 研修及び管理(教育効果の確認)	
(4) 再教育・訓練	
<b>9. 重要管理事項</b>	<b>21</b>
(1) 鶏の健康に関わる要求事項	
(2) 鶏卵の衛生管理に関わる要求事項	
(3) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項	
(4) 有害微生物の異常汚染に関わる要求事項	

## 1. 施設の設計及び設備の要件

### (1) 施設の立地及び構造

#### ① 施設の立地環境

##### ア 立地

- (ア) 施設の周囲に悪臭、煙、塵埃の発生源がない場所であること。
- (イ) 上水道、井戸水が十分に受給できる場所であること。
- (ウ) 排水処理が適切にできる場所であること。

##### イ 周囲

- (ア) 施設の周囲の敷地は、水が溜まりにくいように、また塵埃が発生しにくいように、整地されていること。
- (イ) 施設の敷地内は、整理、整頓されていること。

#### ② 施設（又は設備）の構造

- ア 施設は、鶏の飼育に適した適切な配置になっていること。
- イ 鶏舎、飼料保管施設、鶏糞処理施設、鶏糞保管施設、廃棄物保管施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ウ 鶏舎、飼料保管施設、鶏糞処理施設、鶏糞保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛生害虫等を防ぐ構造であること。
- エ 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- オ 鶏糞保管施設は、鶏糞を雨、風等から防ぐもので覆われていること。
- カ 鶏糞処理施設、鶏糞保管施設、廃棄物保管施設の床は、不浸透性の材質のものであること。
- キ 施設は、鶏卵の取扱いがしやすく、衛生的な構造であること。

#### ③ 付帯施設・設備

##### ア 洗浄剤、殺菌剤、薬剤保管設備

- (ア) 設備は、直射日光の当たらない場所に設置すること。
- (イ) 設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られていること。

##### イ 冷蔵保管設備

設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られており、かつ、温度管理ができる設備であること。

##### ウ 踏み込み消毒槽

靴の底、側面、甲が消毒できる設備であること。

##### エ 車両消毒設備

タイヤ、タイヤハウス、車両表面が消毒できる設備であること。

オ 鶏舎内に野鳥が侵入できないように、防鳥ネット等で工夫されていること。

## (2) 施設内部のデザイン、配置及び構造

- ① 鶏が健全で衛生的に飼養されるよう適切にデザインされていること。
- ② 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ③ 床は、十分な排水が可能であるように作られていること。
- ④ 施設内の設備、装置は、鶏の安全が保たれるように配置され、あるいは適切に保護されていること。
- ⑤ 換気調整が可能であること。

## (3) 鶏・卵に接する装置、配置、構造

- ① 壁、隔壁及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られていること。
- ② 床は、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ 鶏卵の停滞が起こらないよう工夫されていること。
- ④ 集卵装置は、清掃が容易にできるよう工夫されていること。

## (4) 給餌、給水、排水とその装置

- ① 給餌施設は、適切な給餌が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ② 給水設備は、適切な給水が可能で、清潔が保たれる構造になっていること。
- ③ 給水設備、貯水槽は、不浸透性の材質で造られていること。
- ④ 井戸水(飲料不適)を使用する場合は、消毒(浄化)装置が備えられていること。
- ⑤ 排水設備、浄化設備は、汚水を処理するのに十分な機能と能力を有していること。
- ⑥ 排水溝は、平滑に造られているか、又は清掃しやすいように造られていること。
- ⑦ 排水溝は、排水があふれない幅及び深さを有すること。
- ⑧ 排水溝の外への出口には、防鼠等及び衛生害虫防除のため、網等が備えられていること。

## (5) 温度管理、空調及び換気

- ① 換気装置、空調装置は、これらの装置を設置した施設で必要とされる能力を有すること。
- ② 鶏舎内の適切な場所に温度計を設置し、鶏舎内の温度が確認でき、温度管理が適切にできるようにすること。
- ③ 集卵室を有する場合、適切な場所に温度計を設置し、集卵室内の温度が確認でき、温度管理が適切にできるようにすること。

## (6) 照明

照明灯は、鶏舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設、トイレ及び作業員更衣室において、作業に適する適度な照度が保持される照明装置を設置していること。

## (7) 貯蔵庫

- ① 貯蔵庫は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。

- ② 貯蔵庫は、ネズミ、衛生害虫等を防ぐ構造であること。
- ③ 貯蔵庫は、耐久性のある材質のもので造られていること。
- ④ 貯蔵庫の壁、隔壁、及び床の表面は、清潔が保たれる材質で作られて、清掃がしやすく清潔が保たれる構造になっていること。

#### (8) 装置 (用具など)

- ① 機械・器具は、その用途に適した材質であること。
- ② 機械・器具は、破損しにくい材質のものであること。
- ③ 機械・器具の部品は、容易に脱落しないよう保持されていること。

#### (9) 人の便所などの衛生設備

##### ① トイレ

- ア トイレには、手洗い設備が備えられていること。
- イ 手洗い消毒設備が設けられていること。

##### ② 作業員更衣室

- ア 天井、内壁、床は、塵埃が堆積しにくいように、平滑に仕上げられていること。
- イ 更衣室は、各作業員の作業服、靴、帽子等が収納できる設備を有していること。

## 2. 施設・設備及び機械・器具の保守及び衛生管理

### (1) 施設・設備の保守及び衛生管理

#### ① 鶏舎

- ア 鶏舎内及び鶏舎の周辺を整理し、清掃していること。
- イ 塵埃、糞など廃棄物を適切に保管・処理していること。
- ウ 塵埃、クモの巣等がないことを肉眼的に確認すること。
- エ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- オ 清掃は、毎日行うこと。

#### ② 飼料保管施設

- ア 飼料の搬入に当たっては、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- イ 施設は、整理・整頓されていること。
- ウ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- エ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- オ 清掃は、定期的に行うこと。
- カ 飼料タンクは、定期的に点検していること。

#### ③ 堆肥保管施設

- ア 鶏糞処理施設がある場合は、処理施設を備え、流失を防ぐこと。
- イ 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- ウ 汚水漏えい等の確認は、定期的に行うこと。

#### ④ 廃棄物保管施設

- ア 廃棄物は、都道府県が定める条例に従い、保管、処理すること。
- イ 廃棄物は、その廃棄物の種類ごとに適した収納容器に入れ、保管、処理すること。
- ウ 施設は、整理・整頓されていること。
- エ 清掃は、定期的に行うこと。

#### ⑤ 付帯施設・設備

##### ア 手洗い設備

- (ア) 石鹼、タオル、消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 手洗い消毒設備の清掃は、毎日行うこと。

##### イ 給水設備

- (ア) 井戸水を使用する場合は、年1回以上水質検査（色、臭い、細菌検査等）を実施すること。
- (イ) 貯水槽は、年1回以上、清掃すること。

##### ウ 排水設備

- (ア) 排水溝は、悪臭が感じられないように努めていること。
- (イ) 排水溝は、定期的な清掃すること。

##### エ 照明設備

- (ア) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まっていないか、肉眼的に確認すること。
- (イ) 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。
- (ウ) 照明灯は、毎日機能していることを確認すること。

##### オ 換気、空調装置

- (ア) 換気装置を有する施設においては、換気が正常に機能していること。
- (イ) 空調装置を有する施設においては、空調が正常に機能していること。
- (ウ) 換気装置、空調装置に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。

##### カ 防虫、防鼠、防鳥設備

- (ア) 施設の敷地内は、ネズミ、衛生害虫などの発生、生息、繁殖の原因となるものがないように努めること。

- (イ) ネズミ、衛生害虫などの発生源を発見した場合は、直ちに、発生源を除去すること。
- (ウ) 鶏舎内に野鳥、野生動物が侵入できないように、ネット等で工夫されていること。

#### **キ 作業員更衣室、休憩室、浴室及びシャワー室**

- (ア) 更衣室等は、整理・整頓されていること。
- (イ) 清掃は、定期的に行うこと。

#### **ク トイレ**

- トイレは、整理・整頓されていること。

#### **ケ 踏み込み消毒槽**

- (ア) 消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒槽の清掃は、定期的に行うこと。
- (エ) 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

#### **コ 車両消毒設備**

- (ア) 消毒液が常備されていること。
- (イ) 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- (ウ) 消毒設備の保守管理は、定期的に行うこと。
- (エ) 保守管理した者は、保守管理したことを記録すること。

#### **サ 除糞設備**

- (ア) ベルトを有する施設においては、除糞ベルト又はエアーダクトが正常に機能していること。
- (イ) スクレッパを有する施設においては、除糞スクレッパーが正常に機能していること。
- (ウ) 除糞設備の保守管理は、定期的に行うこと。
- (エ) 保守管理した者は、保守管理したことを記録すること。

#### **シ 鶏糞処理設備**

- (ア) 鶏糞処理は、計画的に行われていること。
- (イ) ブロアーを有する設備は、適度な空気量を確認し、計画的に導入し、効果的な切り替えしが行われていること。
- (ウ) 攪拌式処理設備は、計画的に搬入し、正常に機能していること。
- (エ) 焼却式処理設備は、計画的に搬入し、正常に機能していること。
- (オ) 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- (カ) 汚水の漏出等の有無を定期的を確認すること。



(キ) 汚水の漏出等を確認した者は、記録すること。

## (2) 機械・器具の保守及び衛生管理

### ① 給餌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

### ② 給水器

- ア 保守管理後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

### ③ 飼料攪拌器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

### ④ 消毒器

- ア 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- イ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ウ 清掃は、適宜、行うこと。

### ⑤ 集卵設備

- ア 集卵設備は、所定の能力を有するものであること。
- イ 集卵設備は、定期的に点検整備を行い、その記録を所定の期間保管すること。
- ウ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- エ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- オ 清掃は、適宜、行うこと。
- カ 集卵ベルト、エレベーター等は、定期的に保守点検を行うこと。

## (3) 洗浄・消毒プログラム

清掃・洗浄・消毒プログラムでは、施設・設備・器具のすべての部分が、適切に、かつ確実に、洗浄・消毒されるように、洗浄・消毒の手順、方法、頻度及び必要である場合にはモニタリングの方法を明確にしていなければならない。洗浄・消毒プログラムには洗浄・消毒に用いる装置・器具も含まれなければならない。

洗浄・消毒プログラムを文書化する場合には、少なくとも以下の事項が含まれていること。

- ① 洗浄・消毒する施設（又は設備、器具）

- ② 作業責任者
- ③ 洗浄・消毒に用いる資器材（消毒薬は薬品名及び適正濃度とその調整法）
- ④ 洗浄・消毒の手順、方法及び頻度
- ⑤ モニタリングの方法
- ⑥ 記録を必要とする場合は、記録用紙や記録の方法、記録付けの担当者、記録の保管期間

#### (4) そ族・昆虫・野鳥・獣害の駆除・防除

##### ① 野生動物の駆除

- ア 鶏舎周辺の野鳥、野生動物の死骸、排せつ物等は除去し、周辺を消毒すること。
- イ 鶏舎及び鶏舎周辺に生息する野生動物を把握した、駆除プログラムができていること。
- ウ ネズミ、衛生害虫などの侵入を確認する方法を定め、その駆除の方法・手順が明確に文書化され、実施したことが記録されていること。
- エ 殺虫剤等の化学物質を散布・配置する場合、隣接した鶏舎への飛散を考慮し行うこと。
- オ 稼働中の成鶏舎で、殺虫剤及び消毒剤を散布する場合、集卵終了後に実施し、鶏卵に付着しないように努めること。
- カ 殺虫剤等の化学物質を散布・配置した箇所、薬剤名、散布・配置日、出荷制限期間、担当者名を記録すること。

##### ② 衛生動物の防除

- ア 鶏舎周辺の環境が整備されていること。
- イ 鶏舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、ネズミ、衛生害虫などを防ぐ構造に努めていること。
- ウ 各施設の吸気口、排気口にネット等を備え、ネズミ等が侵入しない構造になっていること。
- エ 鶏舎内、鶏舎周辺にネズミ等の衛生上問題となる動物が確認されないように努めること。
- オ 鶏舎内に飼料及び飲水の飛散がないこと。
- カ 施設・設備に破損等がないように努め、定期的に保守点検すること。
- キ 鶏糞は、適切に処理され、乾燥していること。

#### (5) 廃棄物（敷料・糞、死体）の取り扱い

##### ① 糞・敷料

- ア 堆肥保管施設周辺の環境が整備されていること。
- イ 汚水が地下浸透しないような構造であること。
- ウ 雨水の流入等により汚水が河川等に流出しないこと。
- エ 悪臭や衛生害虫が発生しないように努めていること。
- オ 定期的な保守点検が行われていること。

カ 良質な堆肥が生産され、十分に乾燥していること。

キ 堆肥流通の確保に努めていること。

## ② 死亡鶏

ア 保管施設周辺の環境が整備されていること。

イ 悪臭や衛生害虫が発生していないこと。

ウ 腐敗しないよう保管されていること。

エ 保管施設は、定期的に清掃・消毒されていること。

オ 死亡鶏は、適切に処理されていること。

カ 異常な斃死については届出を行い、家畜保健衛生所の指示等に基づき、適正に処理されていること。

## (6) 効果的なモニタリング

① 上記の保守管理及び洗浄・消毒プログラムでは、モニタリングの方法、頻度、記録付けの方法、及び担当者、責任者が明確にされていること。

② モニタリング記録の見直しの手順、方法を明確にし、見直しの結果は、施設の保守衛生管理責任者に報告すること。

## 3. 原材料（雛、飼料、使用水等）

### (1) 供給側の生産環境とそこにおける取り扱いの証明

① 供給者とは予測される危害と受入れ後の取扱い、及び供給側における受入れ前の取り扱いについて、定期的に情報の提供を受けるとともに、危害の最小化に向けての供給者との協力関係を明らかにしておくこと。

② 素雛の品種、特徴・特性及び供給者と品質保証あるいは、受入れ基準を明らかにしておくこと。

③ 飼料及び主要な薬剤・消毒剤など化学物質については、個々の原料ごとに、それらの特徴・特性及び供給者と品質保証あるいは受入れ基準を明らかにしておくこと。

### (2) 雛、飼料等の受入れ要件と管理

#### ① 導入雛の受け入れ

##### ア 導入雛の準備

(ア) 設備・器材の点検

給餌器、給水器、ブルーダー、ボイラー、換気扇、扇風機、電球、電気系統、発電  
器機械設備等

(イ) 畜産資材の確認

- ・ 餌付け用飼料、ワクチン、薬品、ガス、重油等の数量
- ・ 導入雛の種鶏週齢、搬入日時（孵化当日搬入又は翌日搬入）

(ウ) 給餌器・給水器の準備

・ 給餌器

餌付け用のシート（敷き紙）を、用意すること。

給餌桶は、洗浄・消毒されていること。

餌付け用の箱を、用意すること。（グリル付きパンフィーダー・チューブフィーダーの場合、65～70羽当たり1個）

・ 給水器

給水受け桶は、洗浄・消毒されていること。

給水ニップルは、洗浄、点検され、給水可能であること。

餌付け用として、自動給水器、ニップルドリンカーを用意すること。（6～8羽当たり1個）

イ 雛到着日の舎内環境等の点検・確認

(ア) 温度管理

温度計は適切な位置にセットされており、舎内温度及び敷料内部温度が適切に保たれていること。

(イ) 湿度管理

湿度計は適切にセットされており、舎内湿度が適切に保たれていること。

(ウ) 給水管理

給水設備（ニップル等）に水が到達していること。また、飲み水の温度は、約15度に温まっていること。

ウ 搬入する雛

サルモネラ検査を定期的に行っている種鶏場由来の雛で、その検査結果が添付されていること。また、輸送車両の衛生管理及び輸送中の管理が確認できること。

(ア) 導入元農場の衛生管理状況を適切に把握していること。

(イ) 導入雛は、臨床的に異常がないこと。

(ウ) 搬入時の異常雛及び死亡雛の割合が1%以下であること。

(エ) 導入する雛に、輸送によるストレスがかかっていないこと。

(オ) 搬入車両及び輸送箱は、雛積み込み前に洗浄消毒していることを確認すること。

(カ) 輸送中の車内温度・湿度管理が確認されること。

(キ) 農場入口に車両洗浄・消毒施設を設置し、車両を洗浄・消毒すること。

(ク) 農場内に搬入する前に消毒薬を交換すること。

エ 雛到着日の管理

(ア) 温度管理

適切な羽数の雛をケージ内に開放し、雛の呼吸や散らばり具合を観察して、温度を適切に調節すること。

(イ) 湿度管理

温度管理と同様に、湿度を適切に調節すること。

(ウ) 給水管理

給餌器（ニップル等）に雛が付いているか確認すること。また、付が悪い場合は、管理者が給餌器（ニップル等）に付けてやること。

(エ) 給餌管理

雛の受け入れ後、1～2時間後に採食していることを確認すること。

(オ) 照明（点灯管理）

照明は、適切な照度で、影を作らないよう、またタイマーが23～24時間の設定になっていること。

## ② 飼料等の受け入れ

ア 飼料タンク又は飼料庫は、飼料搬入前又は定期的に清掃されていること。

イ 飼料運搬車両は、特定添加物等の入った配合飼料と無薬飼料を運搬する場合、車両の区別又は工夫された運搬車両であること。

ウ 飼料運搬車両は、農場の入口等で適切な消毒を行うこと。

エ 飼料の外観、色、風味及び品質に異常がないこと。

オ カビの発生、異物が認められないこと。

カ 搬入する飼料（飼料原料）は、サルモネラ等の検査を定期的実施している工場由来の飼料で、その検査結果がロットごとに添付されていること。

キ 飼料、飼料添加物の受入れ記録を保管すること。

ク 配合されている飼料添加物又は飼料添加剤の名称及び出荷制限期間を把握していること。

## ③ 飼料等の保管・給餌

ア 飼料の購入計画について決定されていること。

イ 飼料保管施設及びその周辺を定期的に清掃・消毒を実施すること。

ウ 飼料保管施設内におけるネズミ等、衛生動物の侵入防止対策に努めていること。

エ 飼料は、適切に保管され、定期的に品質の劣化、カビ等の発生がないかどうか点検すること。

オ ビタミンプレミックス等の添加物（剤）等は、指定された保管方法で保存すること。

カ 飼料を給与する前に、飼料に異常がないことを確認すること。

キ 飼料給与に使用する器具・器材は、清潔なものを使用すること。

## ④ 畜産資材（薬剤）の受け入れ・保管

ア 保管庫は、鶏の飼育場所と隔離されていること

イ 保管庫は、整理・整頓されていること。

ウ 運搬車両は、農場の入口等で適切に消毒を行うこと。

- エ 包装等に異常がないこと。
- オ 低温保管品は、適切に保管冷蔵されていること。
- カ 購入薬剤の有効期限が十分に確保されていること。
- キ 成分、分量、使用方法等を確認すること。
- ク 要指示薬については、指示書内容の薬品と数量が一致しているか確認すること。
- ケ 入出庫の記録簿を完備し適切な在庫管理ができていること。

### (3) 供給側の保管及び輸送の要件と管理

飼料、素雛、ワクチン等の薬剤及び消毒剤など化学物質について、事前に受取り前の供給者側における保管・管理状況及び輸送の方法を話し合い、取り決め事項を文書化しておくこと。

### (4) 使用水の受入れ要件と管理

- ① 地下水を飲用水として使用する場合は、年1回以上水質検査を受け、飲用水として適していること。
- ② 貯水槽（10t以上）は、年1回以上清掃されていることが記録で確認できること。

## 4. 鶏・卵の取り扱い

### (1) 危害の管理（衛生と健康管理）

#### ① 健康管理

##### ア 飼育と環境の適正管理

##### (育すう・育成)

- (ア) 飼育日齢にあった飼育面積が確保され、飼養羽数は適切であること。
- (イ) 飼養鶏に尻汚れ、脚弱、異常呼吸音、異常歩行及び臨床症状に異常がみられないこと。
- (ウ) 4週齢を目安に、綿毛の生え変わりを監視し、鶏群のバラツキに対応していること。
- (エ) 鶏の体測は、計画的に行われ、鶏種に合った変動係数幅を設定し、効果的に管理されていること。
- (オ) 週齢又は適度の間隔で、生存（淘汰）の目標を立て、効果的な飼育管理が行われていること。
- (カ) 適切な温度・湿度管理、換気量管理ができていること。
  - ・ 餌付けから廃温までは、特に温度・湿度管理計画が確立され、実施されていること。
  - ・ 廃温は、季節、外気温、鶏舎内温度等を考慮し、計画的に実施されていること。
  - ・ 廃温後は、飼育日齢にあった温度・湿度・換気管理ができていること。
- (キ) 照度管理が適切に行われていること。
  - ・ 点灯管理は、施設の構造、日齢又は週齢、鶏種に沿って計画され、管理されて

いること。

- ・ 照度管理は、施設の構造、日齢又は週齢、鶏種に沿って計画され、管理されていること。

#### (成鶏)

- (ア) 飼養鶏に尻汚れ、脚弱、異常呼吸音、異常歩行及び臨床症状に異常がみられないこと。
- (イ) 点灯管理は、季節の日照時間を考慮し、日齢と共に縮小されないよう効果的な管理プログラムにて管理されていること。
- (ウ) 飼育日齢及び温度（室温）にあった換気管理ができていること。
- (エ) 飼育日齢にあった飼育面積が確保されていること。
- (オ) 鶏の体測は、計画的に行われ、鶏種に合った変動係数幅を設定し、効果的に管理されていること。
- (カ) 若雌期における体重は、日齢と共に減少しないよう管理に努めていること。
- (キ) 週齢又は適度の間隔で、生存（淘汰）の目標を立て、効果的な飼育管理が行われていること。
- (ク) 出荷する親雌は、健康、安全性を考慮し、出荷基準を明確にし、充分確認した上で決定し、識別可能であること。

#### イ 飼料給与

- (ア) 飼料給与は、日齢に沿って適切な飼料設計に基づいたもので、基本的に体重を考慮し、給与していること。
- (イ) 農場で飼料添加物を追加する場合は、飼料内に均一に混和すること。
- (ウ) 飼料添加物等は、用法・用量どおりに給与されていること。
- (エ) 飼料給与は、1日複数回に分け、各飼育ステージの要求を満たすように努めていること。
- (オ) 産卵集中時の飼料給与は、避けること。
- (カ) 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味等に異常がないこと。

#### ② 衛生管理

##### ア 出荷前の餌切り

出荷前の餌切り開始時間は、捕鳥時間、食鳥処理場までの輸送時間、処理開始時間を考慮し、12時間を基準として作業が実施され、各々記録していること。

##### イ 飼育環境

飼育密度が適正に保たれ、鶏の健康を阻害しない飼育条件になっていること。

##### ウ 薬剤投与

- (ア) ワクチンを用いる場合は、獣医師の指示する適切なワクチンプログラムにより接種すること。
- (イ) 鶏にワクチン接種を行う場合は、雛のワクチンプログラムを参考に獣医師の指示により接種すること。
- (ウ) 抗菌性物質等を投与する場合は、獣医師の指示のもとに投与すること。
- (エ) 要指示薬・使用規制対象医薬品を投与した場合は、指示書、出荷制限指示書を適切に保管すること。指示書については、使用者記入欄に指示薬の使用場所・羽数など必要な情報を記載すること。
- (オ) ワクチン及び抗菌性物質製剤・殺虫剤等の化学物質を使用した場合、薬剤名、使用量、使用日時（期間）、使用ロット（箇所）、使用者の記録が明確であること。

## エ 毎日の管理

### (鶏)

- (ア) 鶏舎は、毎日衛生的に管理されていること。
- (イ) 鶏の健康状態を毎日確認し、健康管理に努めていること。
- (ウ) 日常的に使用する器具、機器は、清潔に保たれていること。
- (エ) 日常的に行う見回り作業（巡回作業）は、監視・測定する項目を明確にし、異常時には直ちに処置を行うこと。
- (オ) 鶏の異常（奇声等）及び異常な斃死を確認した場合については、届出を行い家畜保健衛生所の指示等に基づき、適正に処理されていること。
- (カ) 斃死については、毎日記録し、残存状況が確認できること。
- (キ) 死亡鶏の有無を毎日確認し、速やかに適切な処置をすること。

### (鶏卵)

- (ア) 鶏卵生産量は、毎日、個数及び重量が、ロット別（卵色、サイズ、良品、不良品等）に確認できること。
- (イ) 鶏舎巡回時に、餌桶、ケージ、集卵設備を確認し、鶏卵の滞留防止に努めていること。
- (ウ) ケージ及び集卵設備に停滞している鶏卵は、毎日適切な処置が行われ、滞留卵が発生しないように努めていること。
- (エ) 産卵直後の廃棄卵は、バケツ等の容器に収集し、適切な処理が行われ、鶏舎内の鶏糞上に廃棄しないこと。
- (オ) 集卵場での廃棄卵は、バケツ等の容器に収集し、適切な処理が行われていること。
- (カ) 鶏卵は、雨等で濡らさないこと。
- (キ) 鶏卵は、温度・時間等において適切に管理されていること。

## オ 有害微生物の管理

特にサルモネラ、カンピロバクターについては、出荷先（食鳥処理場）とのコミュニケーションを図り、効果的な対策が講じられていること。



## (2) 生産時の保守管理及び人の衛生

- ① 飼育期間中の温度・湿度管理は、日常的に健康状態を確認しながら管理されていること。
- ② 飼育者の衛生管理は、清潔に注意して飼育作業に臨んでいること。旅行や他の農場を訪問したときには、適正な検疫期間（ダウンタイム）を守り、病原体の持ち込み防止に努めること。

## (3) 文書化及び記録

- ① 文書化を必要とする文書を明確にし、確実に文書化すること。文書は少なくとも1回／年の見直しを行い、必要に応じて更新し、常に最新版が利用できるようになっていること。
- ② 記録付けを必要とする記録を明確にし、記録用紙を定め、確実に記録付けを行うこと。記録ごとに保管期間等を明確にし、劣化しないように管理されていること。保管期間は法令に定められているものについては、これに従うこと。
- ③ その他、文書化及び記録については、第I部の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を満たすこと。

## (4) 回収・処置手順

出荷先(GPセンター等)を明確にし、出荷先とのコミュニケーションを図り、回収・処置の手順・方法を確立し、文書化し、保持し、更新すること。

## 5. 出荷鶏・卵の運搬

### (1) 車両及びコンテナの必要条件

- ① 出荷鶏・卵の運搬に使用する車両や器具、コンテナ等は、出荷鶏・卵を汚染させないように、設計され適切な清浄性を有し洗浄できるような構造であること。
- ② 出荷に必要な車両や器具、コンテナ等は、清潔に保ち、速やかに利用できるよう準備しておくこと。
- ③ 運搬を外部に委託する場合は、清潔で衛生的に運搬できるよう事前に必要事項を取り決め、文書化しておくこと。
- ④ 出荷車両は、輸送時間が鶏群ごとに記録され、餌切り時間から処理時間に反映されていること。
- ⑤ 輸送中は、野鳥等の排泄物が接触しないようにシート等で配慮されていること。
- ⑥ 輸送経路は、緊急事態を考慮し、複数の経路が事前に決定されていること。

### (2) 車両及びコンテナの保守管理

- ① 出荷に必要な車両、器具、コンテナ、トレー等の保守・衛生管理の手順を明確にし、文書化し、保持し、更新し、実施の記録が保持されていること。

外部に委託する場合は、実施記録を確認すること。

- ② 出荷車両は、車両全体を消毒すること。
- ③ 消毒液は、適正な濃度が維持されていること。

### (3) 出荷鶏・卵の衛生管理

#### ① 出荷鶏

- ア 出荷鶏は、臨床的に異常が認められないこと。
- イ 投薬経歴のある鶏群は、休薬期間を過ぎたものであること。
- ウ 出荷鶏の体表が汚れていないように努めること。
- エ 車両消毒施設の準備ができていないこと。
- オ 出荷に使用する車両は、事前に洗浄・消毒されていること。
- カ 衛生的な方法で輸送されること。
- キ 輸送中は、野鳥等の排泄物が接触しないようにシート等で配慮されていること。
- ク 輸送経路は、緊急事態を考慮し、複数の経路が事前に決定されていること。
- ケ 鶏出荷車両は、輸送時間が鶏群ごとに記録され、餌切り時間から処理時間に反映されていること。

#### ② 出荷卵

- ア 車両消毒施設の準備ができていないこと。
- イ 出荷に使用する車両は、事前に洗浄・消毒されていること。
- ウ 輸送中は、野鳥等の排泄物が接触しないようにシート等で配慮されていること。
- エ 輸送中の鶏卵は、雨等で濡らさないこと。
- オ 輸送中の鶏卵は、温度及び輸送時間を記録すること。
- カ 輸送中は、鶏卵に影響がないよう安全運転に努めること。
- キ 輸送経路は、緊急事態を考慮し、複数の経路が事前に決定されていること。

## 6. 出荷鶏・卵に関する情報及び出荷先の意識

### (1) 出荷先からの情報収集

あらかじめ、出荷先と協議して、相互のコミュニケーション方法を取り決めておくなど情報収集に努めるとともに、出荷先からの適正な要望事項については改善に努めるなど適切に対応すること。

### (2) 出荷先への情報提供と出荷先の意識

出荷先に対して適正な扱いに係る情報及び群（及び個体）の判定が容易にできるように以下の情報を提供すること。一方、出荷（処理）業者はこれらの情報を正しく理解し、病原菌の保菌や感染を防止するような衛生上の十分な知識を持つこと。

- ① 飼育舎の構造（飼育舎の構造は図面で示されていること）

- ② 生産者名又は農場名
- ③ 鶏舎番号
- ④ 産卵日及び集卵日
- ⑤ 停滞卵処置状況
- ⑥ 出荷重量（サテライトGP出荷）
- ⑦ サルモネラ検査状況
- ⑧ サルモネラ対策状況
- ⑨ 薬剤（ワクチン含む）投与の履歴
- ⑩ 休薬飼料の使用期間

## 7. 従事者の衛生と安全

### (1) 鶏舎内で従事する者

#### ① 従事者の健康

従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。作業に従事する上での安全を確保する器具（ヘルメット、安全靴、ゴーグル等）を常備していること。

#### ② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

(ア) 鶏舎に出入りする時

(イ) 鶏糞・敷料や土壤に汚染されていると思われる器具類に接触した時

(ウ) 鶏体（死亡鶏含む）に接触した時

(エ) 用便後

(オ) 作業終了後

イ 従事者は、鶏舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。

ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。

エ 長靴は、鶏舎毎に履き替えるか、鶏舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。

オ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するとき専用の場所で行うこと。

カ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを着用すること。

#### ③ 従事者の品行

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不衛生な行為を行わないこと。

### (2) 鶏（雛）の搬入に従事する者

### ① 従事者の健康

従事者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。

### ② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

(ア) 鶏舎に出入りする時

(イ) 鶏糞・敷料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触した時

(ウ) 鶏体（死亡鶏含む）に接触した時

(エ) 用便後

(オ) 作業終了後

イ 従事者は、鶏舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着等、長靴を着用すること。

ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。

エ 長靴は、鶏舎毎に履き替えるか、鶏舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。

オ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを着用すること。

カ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。

### ③ 従事者の品行

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不衛生な行為を行わないこと。

## (3) 鶏・卵の搬出に従事する者

### ① 従事者の健康

従事者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。

### ② 従事者の清潔

ア 従事者は、次に定める場合、必ず手指・長靴を洗浄・消毒すること。

(ア) 鶏舎に出入りする時

(イ) 鶏糞・敷料や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触した時

(ウ) 鶏体（死亡鶏含む）に接触した時

(エ) 用便後

(オ) 作業終了後

イ 従事者は、鶏舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。

ウ 前述の帽子、作業着等は、定期的に洗濯すること。

- エ 長靴は、鶏舎毎に履き替えるか、鶏舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- オ 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するときは専用の場所で行うこと。
- カ その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを用いること。

### ③ 従事者の品行

従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不衛生な行為を行わないこと。

### (4) 外来者の衛生

上記(1)～(3)に示した従事者の衛生を基本に、立入り場所、活動の内容を考慮して、外来者が守るべき規約を定め、外来者に周知すること。

## 8. 従事者の教育・訓練

### (1) 衛生意識及び責任感

鶏卵の生産に従事する者は、鶏卵の生産にあたっているという認識のもと衛生管理の維持、向上のために、衛生的な飼養管理を行う心構えとその方法、家畜衛生に関する基礎知識などを理解するための教育・訓練を受けなければならない。

### (2) 教育・訓練プログラム

#### ① 従事者

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針の理解
- イ 家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論
- ウ 施設、設備の構造と一般的衛生管理基準
- エ 農場で起こりうる家畜衛生上の具体的危害とその防止方法
- オ HACCPの概論  
(畜産物生産過程に係る危害、危害の発生要因、防止措置、モニタリング方法、改善措置、検証方法及び記録文書に関する概論)
- カ 鶏、卵、飼料、薬剤、器具器材などの衛生的取扱い方
- キ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理

#### ② アルバイト

- ア 農場の衛生管理に関する基本方針
- イ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
- ウ 各作業における一般的衛生管理マニュアルの修得

### (3) 研修及び管理(教育効果の確認)

教育訓練の効果を測る評価基準を明確にし、研修後に効果を評価し、記録すること。

#### (4) 再教育・訓練

研修後の研修効果確認において所定の効果が認められない場合は、再教育・訓練を行うこと。

### 9. 重要管理事項

鶏の健康管理、抗菌性物質等薬物の残留、有害微生物の異常汚染に関わる衛生管理は、安全で品質の高い畜産物を生産するための基本となる衛生管理基準である。

以下の(1)から(4)の要求事項を確実に満たさなければならない。

#### (1) 鶏の健康管理に関わる要求事項

##### ① 要求事項

- ア 臨床的な健康状況のチェック基準を明確にし、文書化していること。
- イ 異常鶏確認の手順・方法、判定基準を明確にし、文書化していること。
- ウ 異常鶏の隔離、治療、淘汰の手順・方法、判断基準を明確にし、文書化していること(獣医師の指示の厳守が含まれていること)。

##### ② 検証

- ア 異常鶏の隔離、治療、淘汰記録の確認
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 病性鑑定書の確認

##### ③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第I章の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

#### (2) 鶏卵の衛生管理に関わる要求事項

##### ① 要求事項

- ア 衛生管理の取扱い基準を明確にし、文書化していること。
- イ 正常卵と異常卵の判定基準を明確にし、文書化していること。
- ウ 異常卵の処置方法を明確にし、文書化していること。

##### ② 検証

- ア 衛生管理の取扱い基準に関わる記録の確認
- イ 停滞卵の発生状況と処置に対する安全性の確認
- ウ 廃棄卵の処置方法とその記録の確認

### ③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第Ⅰ章の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

## (3) 抗菌性物質等薬物の残留に関わる要求事項

### ① 要求事項

- ア 抗菌性物資等薬物投与及び中止の手順・方法を確立し、文書化していること（獣医師の指示の厳守が含まれていること）。
- イ 消毒剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤等の散布・配置及び中止の手順・方法を確立し、文書化していること。
- ウ 投与、散布、配置の記録を保持すること。
- エ 識別の方法を定め、文書化していること。
- オ 隔離の基準を明確にし、文書化していること。
- カ 目視検査等適切なモニタリング方法を決定し、文書化していること。

### ② 検証

- ア 識別の実施状況（徹底されていること）
- イ 獣医師の指示書の確認
- ウ 投薬記録の確認
- エ 残留検査の結果の記録

### ③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第Ⅰ章の第7章の2の文書、記録に関する要求事項を参照すること。

## (4) 有害微生物の異常汚染に関わる要求事項

### ① 要求事項

- ア 出荷先等から問題と成り得る有害微生物検査情報を入手し、軽減に繋がる手順・方法を確立し、文書化していること（必要に応じて獣医師の指示の厳守が含まれていること）。
- イ 対応方法の実施記録を保持すること。
- ウ 有害微生物検査情報の収集において、出荷先とのコミュニケーション方法を定め、文書化していること。
- エ 対応方法の実施記録
- オ 出荷先においての有害微生物検査結果の記録

### ② 検証

- ア 出荷先とのコミュニケーション実施状況の確認
- イ 対応方法の実施記録
- ウ 有害微生物検査結果の記録

③ 文書化及び記録

- ア 文書は、保持し、更新されなければならない。
- イ 文書、記録は、第 I 章の第 7 章の 2 の文書、記録に関する要求事項を参照すること。